

タチエス倫理綱領

目次

第1章 会社との関係における行動基準

1. 明るい職場づくり
2. 資産の管理
3. 機密の管理

第2章 会社の活動における行動基準

1. 安全衛生活動
2. 開発活動
3. 環境保護活動
4. 安全性向上活動
5. 調達活動
6. 生産・物流活動
7. 営業活動
8. 海外事業活動
9. 業績向上活動

第3章 社会との関係における行動基準

1. 企業広報活動
2. 社会貢献活動
3. 株主との関係
4. 政治（政党）・行政（官公庁）との関係

第4章 私的行動についての行動基準

1. インサイダー取引
2. 政治・宗教・労働組合活動
3. 違法行為・反社会的行為
4. 交通安全

企業は、公正な競争を通じて利潤を追求するという経済的主体であると同時に、広く社会にとって有用な存在であることが求められています。

企業における不祥事は企業の業績悪化にとどまらず、場合によっては企業の存続自体をも脅かしかねないものであり、株主や債権者に多大の迷惑をかけ、役員、従業員、取引先その他会社関係者にも著しい不利益を与えるものです。

当社は、企業活動の展開に当たって、環境への影響を十分配慮し、社会に有用で安全な製品を提供することに努めるとともに企業の透明性を確保し、すべてのステークホルダーの信頼に応えることができるよう努めます。

また、グローバル化が進展する中、国の内外を問わず、すべての法律とルール及びその精神を遵守します。さらに、従業員の人格、個性を尊重し、社は「互譲協調」の精神に基づき、良き企業市民の醸成に努めます。

この企業倫理をタチエスグループの役員・従業員に遵守徹底し、企業倫理に基づくコーポレートガバナンスの体制を確立するため、当社は「タチエス倫理綱領」をここに制定する。

第1章 会社との関係における行動基準

1. 明るい職場づくり

【基本的な考え方】

タチエスは、基本的人権並びに個人の人格を尊重し、公正かつ公平な処遇を行うとともに、安全で快適かつ働き甲斐のある職場作りに取り組みます。

また、労働関係法令及びその精神を遵守するとともに労働組合との間で締結された労働協約を尊重し、健全な労使相互信頼関係の維持・発展に努めます。

【具体的な行動基準】

- ①人権を尊重し、差別や嫌がらせを行ったり、その状態を容認してはなりません。
- ②法や社会規範を遵守し、社会との調和を心掛けて下さい。
- ③安全や衛生の確保を最優先にして下さい。
- ④職務の遂行に当たっては、諸規則・指示・命令を正しく理解し、誠実に実行して下さい。
- ⑤互いに信頼し、協力し合い、業務の効率的な遂行に努めて下さい。
- ⑥就業規則で禁じられている事項、その他一切の不正・不誠実な行為を行ってはなりません。

2. 資産の管理

【基本的な考え方】

有形・無形を問わず、会社の資産を私的な目的のために使用することは一切認められません。

これらの資産が常に効率的に活用され、いつでも事業活動に利用できるよう管理するとともに、紛失、盗難、不正使用等の防止を確実に行います。

【具体的な行動基準】

- ①会社の有形・無形の資産を事業活動又は上司の許可を得た目的以外に使用したり、特に、私的な目的には一切使用してはいけません。
- ②会社の知的財産を会社の承認を得た目的以外に使用してはいけません。また、他社・他人によって不正に使用されないように注意を心掛けて下さい。
- ③他社のソフトウェアの不正コピー等、他社の知的財産の無断使用や不正入手をしてはいけません。
- ④投融資・経費の支払いに際しては、所定の決裁基準・経費処理手続きを守り、不適切・不正な投融資・支払いをしてはいけません。

3. 機密の管理

【基本的な考え方】

機密情報を利用して自己に対し私的な便宜を図ったり、他人に便宜を提供することは一切認められません。

タチエスは、会社が定めた自社の企業機密の漏洩防止に努めるとともに、他社の機密の不正入手・使用も一切行いません。

【具体的な行動基準】

- ①企業機密については、家族を含め外部に一切漏らしてはいけません。また、退職後であっても在職中に知り得た機密情報を漏らしてはいけません。
- ②社内・社外にかかわらず、関係者以外のいる場所で不用意に機密事項について話題にしないよう、常に機密保持に留意して下さい。
- ③工場見学等で当社以外の人を社内に案内する場合は、関連する規則に則り、機密漏洩の防止に努めて下さい。
- ④報道関係者・証券アナリスト等社外から情報を求められた場合は、正確な回答を期し、公開されていない機密情報は開示してはいけません。
- ⑤情報セキュリティを確保し、特に、インターネット上に機密情報を掲載してはいけません。また、ウイルス・ハッカー等の侵入には万全の注意を払って下さい。
- ⑥正当な手段で入手した他社情報については、決められた目的以外に使用したり、契約条件に反して他人に漏洩してはいけません。

第2章 会社の活動における行動基準

1. 安全衛生活動

【基本的な考え方】

「安全は全ての業務に優先する」という認識を持って「人間尊重」と「企業の発展」の両立を目指し、安全で健康的な働きやすい職場づくりに努めます。

また、企業の安全衛生の確保は企業存立の基盤であるとともに、社会的責任であり、全役員・従業員一体となって、関係する法令・社内諸規則を遵守し、継続的に安全衛生管理及び安全衛生活動に取り組みます。

【具体的な行動基準】

- ①地域社会に迷惑を及ぼす事のないように、全力を挙げて災害防止に努めて下さい。
- ②「安全は全ての業務に優先する」という認識を持って、災害を未然に防止し、安全で健康的な職場づくりに努めて下さい。
- ③設備・機械の異常発生時には、必ず停止し、上司・関係部署へ連絡するとともに、災害防止に努めて下さい。
- ④事故・災害の発生時には、直ちに設備・ラインを止め、救助・安全確保を行い、消防署等に通報するとともに上司・関係部署に連絡し、防災に努めて下さい。
- ⑤常に心と体の健康に留意し、心身ともに充実した生活の実現を目指して下さい。
- ⑥業務遂行に際しては、関係法令及び社内諸規則を遵守し、安全と健康に配慮した、快適で明るく生き生きとした職場づくりに取り組むよう努めて下さい。

2. 開発活動

【基本的な考え方】

「研究と創造」を通じて、魅力あふれる製品を提供するために、各取引先等とも連携して、様々な分野での研究開発を強力に推進します。

また、環境・安全・資源等の将来動向を踏まえ、技術革新と基礎技術力の強化を戦略的に進め、品質至上に徹し、高い安全性を確保した製品の開発を目指します。

【具体的な行動基準】

- ①広く世界に優れた技術を求め、最先端技術を習得し、研究と開発に努めて下さい。
- ②全ての活動は法令遵守のもとに行ってください。
- ③タチエスの知的財産権が侵害されないように、十分注意して下さい。また、他社のそれを侵害してはいけません。

3. 環境保護活動

【基本的な考え方】

タチエス環境方針及び環境マニュアルに基づき、環境保全活動を強力に推進し、地球規模の環境保全に努め、より豊かな社会の発展に貢献します。

【具体的な行動基準】

- ①企業人として、全ての業務それぞれが環境にかかわっていることを前提に仕事を推進して下さい。
- ②日常生活においても、省エネルギー・ゴミの分別など、環境の保全を具体的、かつ確実に進めるよう努めて下さい。
- ③運転者として、アイドリングストップ、エコドライブに率先して努めて下さい。

4. 安全性向上活動

【基本的な考え方】

様々な条件下で高度の安全性を発揮し、快適に使用できる製品を顧客に提供するよう、研究開発・生産・品質管理等トータルなシステムを構築します。

また、交通事故の増加やPL法（製造物責任法）の制定などにより、求められる安全・品質レベルも高くなっていることを踏まえ、得意先・仕入先とも連携して、ユーザーのご要望に応える製品づくりに励みCS（お客様満足度）向上に努めます。

【具体的な行動基準】

- ①安全な製品づくり
 - ・製品の開発企画から納入まで、各ステップにおいて安全な製品づくりに配慮して下さい。
 - ・PL法定義の欠陥（設計・製造・警告・表示）の発生防止に努めて下さい。
- ②国内及び関係各国の安全基準の配慮に努めて下さい。

5. 調達活動

【基本的な考え方】

各種法令及び社会的規範を遵守した健全な調達活動を基本に、公正な調達先の選定を行い、相互信頼に基づく相互繁栄を目指します。

【具体的な行動基準】

- ①当社の代表であるとの自覚のもと、誠意を持って調達先に接して下さい。
- ②個々の取引においては公明・公正かつ合理的に競争力ある調達に努めて下さい。
- ③幅広い専門知識を習得するとともに、原価低減に努めて下さい。
- ④調達先から得た内部情報・個別取引情報を他社に洩らしたり、不正に利用したりしてはいけません。
- ⑤優越的地位の濫用等、「独禁法」、「下請法」に違反する行為は行ってはいけません。

⑥調達先に個人的利益や便宜を要求したり、社会的通念を超える贈答・接待を得てはいけません。

6. 生産・物流活動

【基本的な考え方】

徹底した作業性の改善と創意工夫によるコスト低減を図り、高付加価値化とともに高い品質と信頼性を追求します。

また、ISO14001活動推進計画に連動し、「働く人と環境に配慮した工場」の実現に取り組むとともに、「地域とともに歩む」ことをモットーに、環境保全活動を進めます。

【具体的な行動基準】

- ①作業手順を確実に守り、「工程内での品質造り込み」を旨とし、後工程に不良品を流出させないように努めて下さい。
- ②不良品・作業ミスが発生時には、直ちに作業を停止し、上司・関係部署へ連絡するとともに、適切な処置を講じ、後工程への流出防止に努めて下さい。
- ③業務遂行に際しては、関係法令（労働安全衛生法、独占禁止法、下請法等）を遵守し、安全・健康の確保、正当な取引関係の維持等に努めて下さい。

7. 営業活動

【基本的な考え方】

顧客最優先に徹し、顧客ニーズを的確に捉え、開発部署と連携し積極的に新製品を提案するとともに相互信頼関係の構築と相互繁栄に努めます。

【具体的な行動基準】

- ①常に顧客ニーズに応えることが出来るよう、情報を収集し、顧客の満足の向上に努めて下さい。
- ②顧客と一体となって、より良い地球環境づくりに努めて下さい。
- ③競争会社との間で、談合やカルテル等を行ったり、行ったと誤解されるような行動をとってははいけません。
- ④顧客に個人的利益の提供や、社会的通念を超える贈答・接待を行ってははいけません。

8. 海外事業活動

【基本的な考え方】

今日、タチエスのあらゆる活動は、地球規模（グローバル）で行われています。しかしながら、世界は必ずしも一様ではなく各地域で独特のルール、慣習等があります。

タチエスは、これらの国際ルールと現地の慣習、文化を尊重し、製品生産を通じて現地経済の発展に貢献します。

【具体的な行動基準】

- ①国際ルール、地域ルールを遵守し、国民、住民感情にも配慮して下さい。
- ②当社の関係する各国の重要法令の内容を把握し、遵守しなければいけません。
- ③出張者と家族を含む出向者は安全確保と健康管理を心掛け、地域社会の人々や同僚との交流に努めて下さい。

9. 業績向上活動

【基本的な考え方】

収益構造改革により競争力を強化し、経営効率の向上、経営基盤の強化に努めるとともに、国内外の投資に際しては、採算性の検討を含め、十分に事前調査の上、投資判断をします。

また、財務状況の公正かつタイムリーな開示と適正な納税に努めます。

【具体的な行動基準】

- ①グローバルな厳しい競争の時代において経営基盤を強化すべく、業績の向上に努めて下さい。
- ②品質・価格ともに魅力ある製品を顧客に提供すべく、コスト低減に励むとともに、高付加価値化を追求する努力をして下さい。
- ③投資・経費の支出に際しては、決裁基準・経費処理手続を守り、効果的な資金利用に努めるとともに、不適切不正な投融資・支払・使用を防止して下さい。
- ④適正な会計処理基準に基づき、経理財務データの正確性を確保し、情報開示に当たっては、株主・投資家等に誤認を与えないよう、公正かつタイムリーな開示に努めて下さい。

第3章 社会との関係における行動基準

1. 企業広報活動

【基本的な考え方】

社会における存在意義、企業理念、経営計画、新技術・新商品、財務状況等について、タチエスにとってマイナスと思われる情報も含め、マスコミへの発表やインターネット・ホームページへの掲載などにより、事実を正確かつタイムリーに広報します。

【具体的な行動基準】

- ①自らが広報活動の一翼を担っているとの自覚を持って、当社の社員として節度ある態度で行動し、当社の社会的信頼を向上させるように努めて下さい。
- ②業務上作成する報告・記録文書は、事実に基づき正確に作成し、必要に応じて、直ちに開示出来るよう管理して下さい。

2. 社会貢献活動

【基本的な考え方】

業務遂行に当たっては、国内外における、地域の文化や慣習を尊重するとともに、よき企業市民として、国際社会や地域社会と共生することにより、豊かな社会の発展に貢献するべく努めます。

【具体的な行動基準】

- ①社外における活動は、基本的には社員一人ひとりの判断に委ねるべきものですが、よき企業市民として各人の居住する地域をはじめ様々なコミュニティにおける行事への参加などを通じて、社会との交流及び諸課題の解決に努め、より多くのタチエスファンを増やすことに努めて下さい。また、その経験・知識を社内活動や仕事に活かすよう心掛けて下さい。
- ②当社の行う社会貢献活動を良く理解し、社外に対し事実を伝えるとともに、自らも関係行事に積極的に参加して下さい。

3. 株主との関係

【基本的な考え方】

タチエスは、株主・投資家の期待に応えるべく、経営の効率化を大胆に推進するとともに、インベスター・リレーションズ（IR）を重視し、公正かつタイムリーなIR活動を通じて、企業経営、企業活動への理解促進に努めています。

また、コーポレート・ガバナンスの面でも、経営の透明性を向上させ、社外の目を通じた経営チェックを積極的に取り入れていきます。

一方、反社会勢力・団体に対しては、タチエス及び社員は、毅然とした態度で臨み、法律違反はもちろん企業倫理に反するような行為も一切ないように、細心の注意を払います。

【具体的な行動基準】

- ①業績の向上という株主・投資家の期待に応えるべく、大胆な発想、創意工夫、着実な計画の実行を目指して下さい。
- ②株主・投資家等に対するIR活動においては、経営実績を的確に開示するとともに、当社の経営理念・方針、業績向上策を明確に伝え、それらに対する意見・批判を真摯に受け止め、フィードバックに努めて下さい。
- ③反社会的勢力・団体による組織暴力に対しては、毅然と対応するとともに、一人ひとりが高い倫理観をもち、社会的良識に沿った行動をとって下さい。

4. 政治(政党)・行政(官公庁)との関係

【基本的な考え方】

政党(政治家)・官公庁との関係においては、違法又は癒着と受け取られるような行動を厳に慎み、健全かつ透明な関係を保ちます。

【具体的な行動基準】

- ①政党・政治家に対しては、贈賄・利益供与や違法な政治献金を行ってははいけません。
- ②政党・政治家及び官公庁への贈答・接待については、原則として禁止されていますので、その妥当性を十分検討して下さい。

第4章 私的行動についての行動基準

1. インサイダー取引

【基本的な考え方】

インサイダー取引とは、当社、関係会社、取引先会社等の内部情報を知り得る立場にある者が、その内部情報を利用し株式等の売買を行い、個人的利益を得ようとするものであり、法律で禁止されています。

一般株主の信頼を裏切る反社会的行為でもあるインサイダー取引を絶対に行いません。

【具体的な行動基準】

- ①業務遂行上必要な場合を除き、社内外の誰に対しても、内部情報は口外してはいけません。
- ②業務に従事するうえで、当社・関係会社・取引先会社の内部情報を知った場合は、その情報が正式に公表されるまで、それらの会社の株式等の売買は行ってははいけません。
- ③当社の株式等を売買する場合は、必ず事前に会社の定めた書式に必要事項を記載の上、会社の承認を受けて下さい。

2. 政治・宗教・労働組合活動

【基本的な考え方】

タチエスは、社員の政治・宗教に関する自由を尊重し、特定の宗教を支持したり差別したりすることはありません。ただし、政治活動及び宗教活動は私的な行為ですから、業務に支障が生じないようにすべきであり、かつ、他の社員の自由を侵害するものであってはなりません。

よって、社員の政治及び宗教に関する活動は、原則として会社施設外で行うこととします。

また、タチエスは、労働基本権を尊重します。正当な労働組合活動には、誠意を持って対応し、不当労働行為は行いません。

【具体的な行動基準】

- ①政治活動を会社内で行う場合は、会社の許可を得た上で行って下さい。
- ②宗教活動は会社内で行ってはいけません。
- ③労働組合活動を行う場合は、労働協約などのルールを守って行って下さい。

3. 違法行為・反社会的行為

【基本的な考え方】

タチエスの社員の違法行為・反社会的行為は、すべてタチエスにとって不利益となるものです。

したがって、社員の違法行為・反社会的行為には、厳正な姿勢で対処します。それが業務上のもの、「会社のため」と考えたもの、上司の指示によるものであったとしても同じです。

【具体的な行動基準】

- ①基本的な法律知識及び健全な社会常識と正義感を持ち、良識のある行動をして下さい。
- ②他人の違法行為や反社会的行為を許さない強い意志を持つよう心掛けて下さい。
- ③浪費を慎み、堅実で計画的な生活を送るよう心掛けて下さい。

4. 交通安全

【基本的な考え方】

タチエスは、自動車関連企業としての社会的責任を自覚し、会社の「安全衛生管理方針」に基づいて、交通安全活動を推進します。

また、交通法規違反行為は本人のみならず、会社にとっても不名誉と不利益をもたらすものとみなし、重大交通違反行為に対しては厳正な姿勢で臨みます。

【具体的な行動基準】

- ①自動車運転は、安全第一を旨として、常に交通法規を遵守して下さい。
- ②常にルールを守り、飲酒運転等の危険な行為は絶対にしてはいけません。
- ③交通事故に遭遇した場合は、負傷者の救助・警察への通報等、必要な処置を機敏に行ってください。
- ④万一、加害者となった場合は、警察に協力するとともに、誠意を持って被害者に対応して下さい。